

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

消費者庁次長

特別用途食品の表示許可等の取扱いについての経過措置の期間の延長について

昨年4月に施行された改正特別用途食品制度においては、近年の高齢化の進展や生活習慣病の患者の増加に伴う医療費の増大、医学や栄養学の著しい進歩や栄養機能表示に関する制度の定着など、特別用途食品制度を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、見直しを行ったものであるが、「特別用途食品の表示許可等について」（平成21年2月12日食安発第0212001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「部長通知」という。）により、平成21年3月31日までに健康増進法に基づく表示の許可又は承認（以下「許可等」という。）を受けた特別用途食品の表示許可等の取扱いについては、平成22年3月31日までの経過措置が講じられているところである。

しかしながら、昨年9月に消費者庁及び消費者委員会が設置されたことにより、その審査体制の整備に時間を要していることから、当該経過措置期間を平成22年9月30日まで6ヶ月間延長することとした。

これを踏まえ、下記の措置を講ずることとしたので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知方よろしく願います。

記

第1 特別用途食品の表示許可等の取扱いについての経過措置期間の延長

平成21年3月31日までに健康増進法に基づく表示の許可等を受けた特別用途食品のうち、部長通知第2の2の(4)に規定するアレルギー除去食品、乳児用調製粉乳、高齢者用食品（そしゃく・えん下困難者用食品）の取扱いについては、経過措置の期間を平成22年9月30日までとする。